

会 議 録

《会議名称》平成30年度 第1回岸和田市景観審議会 《開催日時》平成30年6月11日(月)14:00~16:00 《開催場所》岸和田市役所新館 4階 第一委員会室	承認		
	会長	岡田委員	片原委員
	6/25	6/29	6/22

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

大野委員	岡田委員	加我委員	片原委員	岸田委員	小池委員	竹田委員	田中委員	中野委員	深田委員	星乃委員	堀田委員	行委員	頼友委員
×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○

（委員14名中、11名出席）

岸和田市）土佐副市長、大井まちづくり推進部長
 事務局）都市計画課 山田、渡邊、西川、有本、滝元
 傍聴者）0名

《概要》

■審議案件

- 1.岸和田市景観審査小委員会の設置について
- 2.岸和田市都市景観賞について
- 3.こころに残る景観資源発掘委員会について

■報告事項

- 1.岸和田市景観条例及び岸和田市景観条例等施行規則の一部改正について
- 2.平成30年度年間スケジュール（案）について

《内容》

■開会

- ・司会進行の紹介。
- ・14名中11名の委員出席を確認。
岸和田市景観審議会規則第6条第2項の規程により審議会の成立を確認。
- ・傍聴状況報告。

■委嘱状の交付

- ・副市長からの手交。

■挨拶

- ・土佐副市長挨拶

■会長・副会長の選出

- ・会長に加我委員、副会長に中野委員が選出され、それぞれ承認される。

■会議録確認者の指名

- ・平成30年度第1回景観審議会の会議録確認者として岡田委員と片原委員の2名を指名し、承認される。

■議案第1号「岸和田市景観審査小委員会の設置について」

岸和田市景観審査小委員会の設置について、事務局より説明。

【質疑の概要】

（委員）・説明では新しく作る建築物・工作物に関して主に述べられているような気がするが、阻害物件をとりのぞく、あらためるといった行為についても審議しなければいけないと思う。

（事務局）・景観法では新しい建築行為等に対しての景観上の配慮を促していくのが主な内容となって

おり、既存のものを改めるという行為に関しては、強い行政指導には限界がある。しかし、岸和田市景観条例の中で、阻害物件に対し所有者に改善するよう要請することができるとしている。

(委員) ・景観行政団体であれば、ある程度制限する権力があるのではないか。

(事務局) ・他市ではきめ細かく決めているところもあるが本市ではそこまで至っていない。本市景観計画では、景観配慮地区を定め、誘導基準を設けている。また、重点地区を定め、景観に関する強制力をもって指導することは可能としているが、現時点そこまで至っていない。

(会長) ・今まで景観行政の基本はまもる、はぐくむ、つくりだすということが中心になっている。
・とりのぞく、あらためるということについて、基本方針に掲げられているのは良いことと考える。
・今後、いかにとりのぞき、あらためるのかについて、気づいたところを報告いただき、本審議会で対応を考えていきたい。

(事務局) ・とりのぞく、あらためるの取り組みの一つとして、紀州街道沿いの本町地区において歴史的まちなみを保存していくために地区内で建築行為があった場合には協議要請し、条例に基づき一部助成を行っている。

(委員) ・私有財産に関しての規制を設けることは厳しいが、非常に大事であり改めていかないと全体が良くならない。
・行政の立場でどういう風に進め、市民の協力をいかに得ていくかが大事。

(会長) ・私有財産でありながらの土地を持つことの責務、建築行為をすることの責務などがあるが、まわりとの関係性を考えるのが景観であるため、この審議会で意見交換しつつ議論したい。

(会長) ・それでは議案第1号「景観審査小委員会の設置について」は本案のとおり承認してよいか。

(委員) ・(一同)了承。

■議案第2号「岸和田市都市景観賞について」

岸和田市都市景観賞について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委員) ・都市景観賞の資料で「まちなみの魅力について再発見する」という表現があり、再発見という言葉は、昔からある埋もれていた価値を掘り起こすような印象があるため5年という期間限定にしないでいいと思ったが、ここに残る景観資源発掘プロジェクトとの棲み分けのために5年以内になっているのか。

(事務局) ・都市景観賞は、建築行為に対して、良好な景観誘導とその取組に対して、広く市民に啓発することを目的として表彰するものである。そのため、おおむね5年以内に行われた建築行為を対象としている。
・今後、歴史的な建物に関してはここに残る景観資源の方で発掘できればと思っている。

(会 長) ・回数を重ねるごとに一度過去の表彰した分を検証するという事も必要になってきている。ここに残る景観資源も含めて議論したい。

(委 員) ・基本方針の、まもる、はぐくむ等の大きな方針と、都市景観賞との関係性について、都市景観賞は、つくりだす、あらためる。ここに残る景観資源発掘のほうは、まもる、はぐくむと関係性があると解釈してよいか。

(会 長) ・今の意見にもあったように、都市景観賞やここに残る景観資源の取組の位置づけを整理し、市民に伝えるという事も重要になってくると考える。

(会 長) ・それでは、議案第 2 号「岸和田市都市景観賞について」は本案のとおり承認してよいか。

(委 員) ・(一同) 了承。

■議案第 3 号「ここに残る景観資源発掘委員会について」
ここに残る景観資源発掘委員会について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委 員) ・広報誌やHPだけでなくインスタグラムなどで発信し、また受け入れやすい環境にしたほうが、盛り上がるうえに新たな景観資源の発掘ができる。来年度以降工夫してほしい。

(事務局) ・昨年度も本審議会においてSNSを活用した発信と募集についてご審議いただいたが、SNSを取り込んだ募集を受け入れる体制が、市の方で整っていない。今後、関係部局とも相談しながら随時検討を進めたい。

(委 員) ・行政だけではシステムセキュリティの限界があるため、大学やNPOと協力するなど、来年に向けて検討されたい。

(会 長) ・応募用紙の中面「携帯電話やスマートフォンでの写真も大歓迎」という記載があるが、メール受付可能になったのは今回からか。

(事務局) ・以前からメール受付している。
・以前は郵送の方が多かったが、メール応募が増えてきており、今回「大歓迎」と記載して啓発を考えている。

(会 長) ・それでは、議案第 3 号「ここに残る景観資源発掘委員会について」は本案のとおり承認してよいか。

(委 員) ・(一同) 了承。

■報告案件 1「岸和田市景観条例及び岸和田市景観条例等施行規則の一部改正について」
岸和田市景観条例及び岸和田市景観条例等施行規則の一部改正について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委 員) ・岸和田市庁舎建て替えについての建築設計は、この審議会の審議対象となるのか。

(事務局) ・現在の景観誘導に関する仕組みでは、個々の建物については環境デザイン委員会で協議いただき、市全体の大きな景観施策や方針については、景観審議会で審議していただいている。

(会長) ・まず庁舎の建築行為自体は本審議会における審議の対象ではなく環境デザイン委員会にて協議していただく内容である。設計等に関しては各種ガイドラインに基づき、各種検討が率先して行われるべきと考える。

(委員) ・景観協定の中に建築協定と緑地協定があるが、これらを調整したうえで景観協定の視点で審議されるのか。

(事務局) ・例えば樹木等の種類を緑地協定の中で決めることができるが、一方で緑地協定によらず景観協定でのみ決めることも可能。

(会長) ・ご指摘いただいたことは非常に重要。
・景観法に基づく景観協定の認可手続きに際し、その場所がどのような景観形成をしようとしているかをそれぞれの協定内容を都度確認し、それぞれの役割分担を踏まえ景観形成に努めていきたい。

(委員) ・協定内容の相談を受けた場合に、いずれかの委員会や審議会でのアドバイスできる機会はあるのか。

(事務局) ・現時点で案件がなく決めていないが、建物の意匠やデザインは環境デザイン委員会、協定内容の全体的な話は審議会に審議いただくつもりである。
・審議、助言していただきたい趣旨で条例を改正している。

(会長) ・それでは報告案件 1「岸和田市景観条例及び岸和田市景観条例等施行規則の一部改正について」は、審議を終了する。

■報告案件 2「平成 30 年度年間スケジュール（案）について」

平成 30 年度年間スケジュール（案）について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委員) ・特になし

(会長) ・それでは報告案件 2「平成 30 年度年間スケジュール（案）について」は審議を終了する。

■委員からの挨拶

(事務局) ・次回の景観審議会については平成 31 年 2 月頃予定。

以上